



宮崎大学学術情報リポジトリ

University of Miyazaki Academic Repository

英国シティズンシップテキストブックの内容構成研究：政治的リテラシーの育成を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2011-10-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉村, 功太郎, Yishimura, Kotaro メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/3505

英国シティズンシップテキストブックの内容構成研究

—政治的リテラシーの育成を中心に—

吉村功太郎

A Study on the Construction of Citizenship Textbook in England —Focusing on the strand of “Political Literacy”—

Kotaro YOSHIMURA

1. はじめに

本研究の目的は、英国の教科であるシティズンシップのテキストブックを取り上げ、その内容構成上の特質を明らかにし、シティズンシップのカリキュラム構造をテキストブックレベルで究明することを目的とする。

シティズンシップは、2002年より英国の中等教育段階の公立学校に法令に定める必修教科として導入された。また、初等教育学校においては、人格及び社会性の発達のための教育(PSHE: Personal, Social and Health Education)と連携する形で法令教科に準ずるものとされた。英国では、1988年の教育改革法により全国共通カリキュラム(ナショナル・カリキュラム)が導入されるまでは、日本の学習指導要領のような全国の学校のカリキュラムを規定するようなものが存在せず、唯一、宗教教育のみが法的に定められた必修教科であった。したがって、英国では具体的な学校カリキュラムの編成は、各地方や学校においてなされる傾向が伝統的に強かったといえる。シティズンシップは、1988年の当初のナショナル・カリキュラムにおいては導入されず、1998年に出された「シティズンシップのための教育と学校における民主主義の指導—教科シティズンシップのための諮問委員会最終報告書」¹⁾(諮問委員長の名前をとって、一般的にクリック・レポートと呼ばれている。以下、クリックレポート)に基づき、2000年の改訂において教科として新設・導入され、学校においては2002年から実施された²⁾。なお、シティズンシップは必修教科ではあるが、必ずシティズンシップを独立した時間としてカリキュラムに設定する義務はなく、ナショナル・カリキュラムが示したシティズンシップの教育内容に関連する他の教科や教科活動に読み替えて実施しても良いとされた³⁾。

シティズンシップのナショナル・カリキュラムには到達目標と学習プログラムが示されているが、そこには3つの目標(表1)と3領域からなる主な内容項目(表2)が示されているだけであり、日本の学習指導要領にある内容の取り扱いに相当するものは示されていない。しかも、表2を見てもわかるように、その記述内容は至ってシンプルであり、比較的具体性をもつ内容が示されている日本の学習指導要領から比べれば、内容の骨格だけが提示されているといっ

表1 シティズンシップの到達目標（要約）

<p>キー・ステージ3</p> <p>○子どもたちは、次のトピックについての知識の理解を示す。 市民としての権利、責任、義務 ボランティア団体の役割 政府の形態 公的サービスの供給</p> <p>○子どもたちは、人々がメディアも含め、どのような手段で情報を得て、どのように意見が形成され、表現されるのかについての理解を示す。</p> <p>○子どもたちは、社会における変革はどのようにして、またなぜ起きるのかについての理解を示す。</p> <p>○子どもたちは、学校やコミュニティを拠点とした活動に参加し、自分自身や他人の行動やふるまいについての責任を表明する。</p>

表2 シティズンシップの学習プログラム（キー・ステージ3のみを示す）

<p>キー・ステージ3</p> <p>1. 学識ある市民としての知識・理解</p> <ul style="list-style-type: none"> a 社会の基盤となる法律、人権、および責任、犯罪に関わる裁判制度の基礎、若者との関わり b 連合王国における国家の多様性（地方 民族 宗教）とその相互理解と尊重 c 中央政府と地方政府、提供する公共サービスとその財政 d 国の議会やその他の政府機関 e 選挙制度と投票の重要性 f ボランティア団体の地域、国家、国際的なレベルでの活動 g 公正な紛争解決の重要性 h 社会におけるメディアの重要性 i グローバルなコミュニティとしての世界、その政治的・経済的・環境的・社会的関わり、EUや英連邦、国連の役割 <p>2. 探究とコミュニケーションの技能</p> <ul style="list-style-type: none"> a ICTを含む様々な情報ソースの分析（時事的、政治的、精神的、道徳的、社会的、文化的な論争問題） b それらの問題や出来事について口頭や文書での意見を表明する c グループやクラスでの討論やディベートへの参加 <p>3. 参加と責任ある行動に関する技能</p> <ul style="list-style-type: none"> a 他者の経験を想像力豊かに考察し、他者の意見について考え、表現する b 学校や地域における活動において、交渉、決定を行い、責任を果たす c 参加の過程についてふりかえる

たものである。また、日本では学習指導要領に基づく検定教科書が具体的な学習内容を記述した主たる教材として存在しているが、英国には教科書検定制度が存在せず、市販のテキストブックは作られてはいるが、それらを使用するかどうかは基本的には各学校・教師に任されている。国語や算数・数学、歴史や地理などの伝統的な教科についてはそれまでのカリキュラム作成の蓄積があるが、新教科であるシティズンシップの場合、年間カリキュラムを作成する際に参考となる具体性のあるものが必要とされた。その参考資料としてQCA（資格カリキュラム機構）とDfES（教育技能省：当時）によって作成されたものが、スキーム・オブ・ワークである。スキーム・オブ・ワークは、シティズンシップを担当する学校担当者のためのモデルとして示されたものであり、これに基づく年間カリキュラムが多くの学校でつくられている。

しかし、スキーム・オブ・ワークについては、公的機関が作成したものであり、学校現場において広く受け入れられているといった事にも関わらず、クリック・レポートの内容と整合性

がとれているのかどうかについては検討の余地がある。もちろん、クリックレポートの豊かな内容と比べて、ナショナルカリキュラムに示されている内容は表2に示したような骨格だけであり、ナショナルカリキュラムとスキーム・オブ・ワークの整合性事態はさほど問題はないといえるかもしれない。ただし、逆に考えれば、スキーム・オブ・ワークだけがナショナルカリキュラムを具体化した唯一絶対のものとする必要もないという考え方も可能なのではないだろうか⁴⁾。もともと、カリキュラムの自由度が伝統的に高い英国においては、クリック・レポートやナショナルカリキュラムの内容をもとにしつつ、スキーム・オブ・ワークとは異なる内容のカリキュラムが学校現場で作成されている可能性はあるのではないかと考えられる。また、市民性を育成するシティズンシップという教科の性格から、画一的でない多様なカリキュラムのあり方が望まれているのではないかと考えられ、ナショナルカリキュラムが簡潔なものにとどまっているのはそのような理由もあるのではないかと考えられる。実際、テキストブックや教材集のレベルでは様々なものが開発され、学校現場においても活用されている。カリキュラムの理念や構造を、テキストブックという具体物と照らし合わせながら検討を加えることで、その特質をより明らかにすることが可能になると考えられる。

そこで、今回は様々なテキストブックの中で、学校で比較的多く参照されている *This is citizenship 1* と *This is citizenship 2* を取り上げ、ナショナルカリキュラムやその元となっているクリックレポートの考え方を元にその内容構成上の特質を明らかにし、シティズンシップのカリキュラム構造を具体的なレベルで考察することにする。

まず、ナショナルカリキュラムの理論的ベースとなっているクリック・レポートにおいて、シティズンシップカリキュラムの核となる要素を示していると考えられる3つの「ストランド」を提示する。次に、ストランドの中でもクリック・レポートがより重視している「政治的リテラシー」に着目し、政治的リテラシーを中心領域とした場合に考えられる5つの授業分類を提示する。その上で、テキストブックが示している単元の授業内容を5つの授業分類を使って分析し、テキストブック全体の内容構成上の特質を明らかにし、シティズンシップカリキュラム上の特徴を示すこととする。

2. シティズンシップカリキュラムにおける3つのストランド

シティズンシップカリキュラムを構成している3つのストランドとは、「社会的・倫理的責任」(Social and moral responsibility)、「コミュニティへの関わり・参加」(Community involvement)、「政治的リテラシー・素養」(Political literacy)である。これらのストランドはシティズンシップ教育を計画して実践していく過程で相互に有機的に関連し合いながら、シティズンシップ教育の目的達成に向けて有効に機能することが期待されている⁵⁾。

したがって、これら3つのストランドは、シティズンシップ教育の計画・実践の全体の中に適切な形で渾然一体として組み込まれているものであり、この単元は「社会的・倫理的責任」を学習するもの、この単元は「コミュニティへの関わり・参加」を学習するものといったように、厳密に切り分けられるものではないと考えられる。むしろ、シティズンシップ教育全体の中に3つのストランドが含まれており、シティズンシップ教育全体を通じて3つのストランドが育成されていくといった性格のものであるということもできるのではないかと考えられる。思い切った表現をあえてするならば、3つのストランドはシティズンシップ教育の目標・内容・

方法を包括したものではないかとも考えられる。この3つのストランドが設定されているということは、少なくとも理念的には、シティズンシップ教育が、学問的な領域を基盤とした分化型教科というよりも、民主主義社会の原理に基づく統合型教科としての性格を有していることを色濃く示しているのではないかと考えられる。

しかし、シティズンシップ教育を具体的なカリキュラム・授業レベルで考えていく場合、社会に関する様々な内容を取り上げることになる。その設定する内容によって、3つのストランドのうちの一つのものが前面に出て中心的なものとなることは十分にあり得ることである。

したがって、本小論では、3つのストランドの中で中心的な役割を果たすことが期待されているととらえられる「政治的リテラシー」⁶⁾というストランドからテキストブックの授業を分析し、その特質と課題を論ずる。

3. 政治的リテラシーを中心とした授業

本項では、政治的リテラシーを中心視点としてシティズンシップの授業の特質を明らかにすることを目的とし、そのために以下のような手順をとることとする。まず、教科シティズンシップ設置の基盤となる答申とされているクリック・レポートをもとに、政治的リテラシーの概念とその背景にある政治のとらえ方を明らかにする。引き続き、クリックレポートに依拠する形で政治的リテラシーの育成方略を明らかにした上で、英国で一般的なテキストブックとされる *This is citizenship 1* 及び *This is citizenship 2* を例に、政治的リテラシーというストランドを視点として授業をみていった場合、どのような特質があり、どのような課題があるのかを、日本の教科書との比較も交えて考察を加えることとする。

(1) 政治的リテラシーの概念と背景にある政治観

政治的リテラシー (political literacy) は、シティズンシップ教育が教科として成立する際に基盤となった報告書では、「生徒たちが知識、技能、価値を学習し、それらをうまく活用することを通じて自分たちの公共生活をより有効なものにしていくやり方」であると説明されている⁷⁾。また、シティズンシップ教育に大きな影響力を持っている英国の教育NGOであるシティズンシップ・ファウンデーションでは、政治的リテラシーを以下のように説明している。「政治的リテラシーとは、若者たちが政治について様々なことを知るようになり、政治的に影響力ある存在になっていくためのものである。社会の問題や出来事を政治的に読み解いていくことができるような能力を、若者たちに与えるものである。⁸⁾」いわば、政治的リテラシーとは、公共空間としての社会において、社会の出来事をその背景までも含めて良く理解し、自分を含めた多くの人々からなる社会にとってどのような影響があり、それに対して自分はどのように考えて結論を下し、自分の結論を社会に反映させるためにどのような行動を起こすことが適切なのかを判断できるような総合的な能力であるということがいえる。それは、主権者として民主主義社会を他の人とともに担っていくという市民としての資質・能力であり、知識や技能、価値を学習して活用することが、そのような資質・能力の基盤であると考えられているといえるであろう。政治的リテラシーとは、社会を読み解き、社会的な判断としての意思決定を行い、その判断を社会に反映させる行動を通じて社会参画をより効果的に行うためのスキルと定義づけられるであろう。

したがって、政治的リテラシーは、公共空間としての社会における様々な問題状況を対象とするものであり、単なる国や地方公共団体が主体となる行政に限定するものではないといえることができる。このような考え方の背景には、政治というものの対象を、理念や制度といった静的で固定的なものに限定せず、社会的な問題をめぐる動的で現実的な状況そのものをより重視するような、一種の政治観ともいえるべきものが存在していると考えられる。政治とは、人々が公共生活をおくる上で体験している日常の社会・経済問題をめぐる意思決定や紛争解決といった動きそのものであり⁹⁾、ルールや法、福祉や教育などの社会財の分配といった公正に関わる問題、権利と責任に関する問題、公に対する説明責任など、様々な社会的問題をめぐる問題解決の動きそのものである¹⁰⁾。

政治的リテラシーは、社会的問題をめぐる現実社会の様々な動きを読み解き、適切な判断と行動によって社会的問題のより良い解決に主体的に参画するための知識、技能、態度を含む総合的な能力であるといえることができる。

(2) 政治的リテラシーの育成方略

政治的リテラシーが、政治の理念や政治組織に関する単なる知識といった狭い範囲を超え、現実社会における社会的問題の効果的な問題解決に参画するための総合的な能力であるとするとき、このような能力をどのようにして育成しようと考えられているのであろうか。

端的に言えば、現実の社会的な論争問題を教材として取り上げ、問題の背景や様々な論点を把握し、自らの意見を構築するような学習を組織することで、政治的リテラシーの育成をはかろうとしている¹¹⁾。もちろん、シティズンシップ教育は論争問題の学習に終始するわけではない。言語や数に関する教科によって言語リテラシーや数的リテラシーの習得も重視されているし、社会的・倫理的責任に関する学習や社会や政治に関する知識の学習も重視されている。先にも述べたように、政治的リテラシーとは、知識、技能、価値などを現実の社会的・政治的状况に応用する総合的な能力であり、他教科での学習内容も含めた多様な学力の習得を基盤とし、それらを適切に活用し、自ら適切だと思える判断と行動を導き出し、社会的・政治的な問題の解決に影響を及ぼすことを可能にするような能力である。そのような実践的能力は、まさに社会的論争問題に小さな市民として取り組むことを通じて、実践的に育成されることがめざされている。

ここで提起されている社会的論争問題とは、その問題をめぐって様々な考え方や意見が提起されて人々の間で議論となっており、ある特定の価値観や考え方に依拠する形で社会的合意が得られるといったものとは異なる問題のことである。例えば、麻薬やアルコール、性道徳や性行動、親業 (parenting) といったような問題は、社会的な論争問題というよりは、個人の責任が主に問われるような個人の倫理的な問題として扱われる傾向にあるとされている。もちろん、そのような扱われ方もシティズンシップ教育においては重要ではあるが、政治的リテラシーという側面からいえば、それらの問題の社会的な側面にも光を当て、社会政策的な観点からそのような問題を考えていくことが重要であるとしている。その問題状況を把握して自らの意見を構築するとともに、自分の意見についての理由と証拠が議論の場において求められるようなより複雑な社会的問題が政治的リテラシーの育成には重要であるとされている¹²⁾。

4. テキストブックにおける政治的リテラシーの扱い—*This is citizenship 1・2*の場合

本小論では*This is citizenship 1*と*This is citizenship 2*を取り上げてその内容構成を明らかにするが、これらのテキストはセットのものとして開発されている。そこで、まず両者の特徴に簡単に触れることでそれぞれの位置づけを明らかにした上で内容分析を行うこととする。

(1) *This is citizenship 1*と*This is citizenship 2*の特徴とその位置づけ

This is citizenship 1 (以下、テキスト1) と *This is citizenship 2* (以下、テキスト2) は、前期中等教育段階に相当するKey Stage3のyear7-8 (日本の中学校1-2年生に相当) 用に開発されたシティズンシップのテキストブック¹³⁾である。

両書の位置づけは、テキスト1が基礎的な内容に基づいたものであるのに対し、テキスト2はテキスト1の内容により詳細な情報と複雑な内容を盛り込むことによって、教科としてのシティズンシップが求めている内容を網羅できるようにしたものとなる。例えば、第4単元は国レベルの政治を学習する単元であるが、テキスト1は立法府である国会及び国会議員の役割や行動に焦点を絞って学習する形になっているのに対し、テキスト2は政党、選挙、議会、内閣、政治体制など、政治に関するより詳細かつ複雑な知識の学習によって構成されている。

また、テキスト2では、知識内容が詳細で複雑なものになっていることから、事例となる教材や学習方法もより複雑で高度なものが盛り込まれる形になっている。先ほど取り上げた第4単元では、テキスト1では提示した議員の役割や立法過程に関する知識を生徒が学習するという形を主にとっているが、テキスト2では教室内での選挙や政治家への提案などを模擬的に行ったり、様々な政治体制の分析と選択などの活動も取り入れ、様々な要素が絡まり合っている複雑な政治過程をより深く理解することがめざされている。テキスト内で取り上げられる事例では、テキスト1が生徒の生活実感に近いものを比較的多く取り上げるのに対し、テキスト2ではより現実社会に近い(したがって、生徒の生活実感からは比較的遠くなる)ものが取り上げられる傾向にある。

これら2種類のテキストは、次頁の表3・表4のように同一の6つの単元から構成されているが、基本的には社会・政治に関する主要概念や制度・システムなど、知識的な内容区分によって単元は構成されていると考えられ、政治的リテラシーなどの3つのストランドの要素は、各単元の学習内容・学習活動の中に適切に組み込まれているととらえられる。先にも述べたように、政治的リテラシーの育成のためには社会的論争問題についての議論を通じて、問題状況とその背景を理解し、自分なりの意見を構築することが重要であるが、その他にも、政治的リテラシーの基盤として社会や政治に関する知識や技能、価値などの学習が重視されていた。これらの内容は、本教科書の各単元の中に適切に組み込まれているが、本小論では仮説的に「A: 社会や政治に関する概念的知識や価値を学習する授業」「B: 社会や政治のシステムに関する知識を学習する授業」「C: 社会を複数の視点から多面的、批判的にとらえて社会的判断を行うための技能や価値観を学習する授業」「D: 社会や政治のシステムに参加して影響力を及ぼすための参加技能を学習する授業」「E: 社会的論争問題に関する議論を通じて政治的リテラシーを総合的に学習する授業」の5つに区分して該当する授業を提示し、その特質を明らかにする。なお、A~Dの授業タイプは、政治的リテラシーを構成する重要な要素のいずれかに重点をおいて構成されたものであり、Eの授業タイプは、前者の4つの授業タイプで育成された

表 3 : *This is citizenship 1* の内容構成 (吉村作成)

単元 (章)	内容項目 (章・節の題目)	授業分類*1					ナショナルカリキュラム*2
		A	B	C	D	E	
1. ルール・公正・参加	[ルールは何によって公正なものとなるのか。]						1 (a)(g)
	1.1 あなたはホフ星に行きたいですか。	○		◎	○	○	2 (a)(b)(c)
	1.2 誰のためのルールか。	○		○			3 (a)(b)(c)
	1.3 不公正である！	◎		○			
	1.4 学校評議会 (生徒会) の働きとは何か。		○	○	○	○	
	1.5 情報：選挙・会議・討論	○	○				
2. 人権・責任	[誰のための権利なのか。誰に対する責任なのか。]						1 (a)(b)(g)
	2.1 ホフ星における市民の権利を調べよう。	○		○	○	○	2 (a)(b)
	2.2 ステレオタイプとはどのようなものか、なぜそうなるのか。	◎		◎			3 (a)
	2.3 人種差別主義に対してどのように対抗できるのか。	○		◎	○	○	
	2.4 すべての子どもはどのような権利を有しているのか。	◎	○	○			
	2.5 誰に対する責任なのか。	◎		○			
	2.6 情報：先入観・差別・民族差別主義	○	○				
3. 地方政府と議会	[住んでいる地域は誰が運営しているのか。]						1 (c)(e)(f)(g)
	3.1 助言を求めてどこへいきますか。	○	◎				2 (a)(b)(c)
	3.2 あなたの地域社会に影響を及ぼす決定は誰が行っているか。	○	◎				3 (a)(b)(c)
	3.3 誰に投票しますか。		○	○	○		
	3.4 スーパーマーケットがやってくる。	○	○	○	○	◎	
	3.5 地域計画を調べてみよう。		○	○	○		
	3.6 どのようなことによって「よき市民」といえるのか。	○		○			
	3.7 情報：評議員・評議会	○	○				
4. 中央政府と議会	[誰が国を運営しているのか。]						1 (c)(d)(e)(g)
	4.1 ホフ星では誰によって変化が起きるのか。	○	◎				2 (a)(b)(c)
	4.2 どのように英国を運営すればうまくいきますか。	○	◎				3 (a)
	4.3 下院議員は誰か。	○	◎				
	4.4 議会はどのようにして法を制定しているのか。	○	◎				
	4.5 議員は何をしているのか。	○	◎				
	4.6 情報：民主主義ー英国式	○	○				
5. メディアと社会	[何が起きているのかをどのようにして見つけ出すか。]						1 (h)
	5.1 あなたのメディアダイアリー	◎	○				2 (a)(b)(c)
	5.2 広告を信じられますか。	○		◎			3 (a)
	5.3 新聞を信じられますか。	○		◎			
	5.4 写真を信じられますか。	○		◎			
	5.5 ホフ星では誰がメディアをコントロールしているのか。	○	○	◎	○	○	
	5.6 情報：メディアとコントロール	○	○				
6. グローバル・シティズンシップ	[世界の中であなた達はどのような役割を担っているのか。]						1 (b)(f)(h)(i)
	6.1 外国についてどのようなことを知っていますか。	○	◎	○			2 (a)(b)(c)
	6.2 難民・移民	○	◎	○			3 (a)(b)(c)
	6.3 援助のためのチャリティをやってみませんか。			○	○	○	
	6.4 情報：世界に対して援助する組織	○	○				

* 1 : 「授業分類」の A~E は、それぞれ「A : 社会や政治に関する概念的知識や価値を学習する授業」「B : 社会や政治のシステムに関する知識を学習する授業」「C : 社会を複数の視点から多面的、批判的にとらえて社会的判断を行うための技能や価値観を学習する授業」「D : 社会や政治のシステムに参加して影響力を及ぼすための参加技能を学習する授業」「E : 社会的論争問題に関する議論を通じて政治的リテラシーを総合的に学習する授業」を表し、記号はそれぞれその授業と A~E の授業要素との関係を示している。なお、この関係は、テキストブックや教師用書などに示されているものではなく、吉村独自の分析に基づくものである。◎印：関係が深い、○印：関係がある、無印：関係が浅いか無い

* 2 : 「ナショナルカリキュラム」は、教科 Citizenship のナショナルカリキュラムに提示されている 3 つの学習内容領域「学識ある市民としての知識・理解」「探究とコミュニケーションの技能」「参加と責任ある行動に関する技能」の項目のうち、この単元に該当するものであり、テキストの教師用書に明示されている。

表 4 : This is citizenship 2 の内容構成 (吉村作成)

単元 (章)	内容項目 (章・節の題目)	授業分類*1					ナショナルカリキュラム*2
		A	B	C	D	E	
1. ルール・公正・参加	[法は若者を公平に扱っているか。]						1 (a)(g)
	1.1 若者に対して、法はどのように影響を及ぼしているのか。	○	○	◎	○		2 (a)(b)(c)
	1.2 若者は、なぜ法を破るのか。	○	○	○			3 (a)(b)(c)
	1.3 法を破った若者がつかまった時、どのような事が起きるか。	○	◎	◎	○		
	1.4 少年院			◎	○		
	1.5 情報：少年司法制度	○	◎				
2. 人権・責任	[全ての人々にとっての平等権]						1 (a)(b)(g)
	2.1 正しいことか、正しくないことか。	◎		◎			2 (a)(b)
	2.2 女性選挙権	○	○	◎			3 (a)
	2.3 人権法	○	◎	○			
	2.4 あなたがどこにいるのか知っている。	○	○	○			
	2.5 全ての人々にとっての平等な機会	○	○	◎			
	2.6 全ての人々にとってのアクセス権	◎		◎			
	2.7 知名度が高い人一障がいを持つ有名人	◎		○			
	2.8 情報：英国法に基づく人権	○	◎				
3. 地方政府と議会	[地域での決定に対してどのように声をあげることができるか]						1 (a)(f)(g)
	3.1 地域はどのような状態になっていてどのように改善できるか。	○	○	◎	○		2 (a)(b)(c)
	3.2 そのために支払っているものを得ていますか。	○	◎	○			3 (a)(b)(c)
	3.3 全ての物事を変えることはできるか。	○	○	◎	◎	○	
	3.4 情報：議会が提供する公共サービス	○	◎				
4. 中央政府と議会	[政治はどのように機能しているのか]						1 (d)(e)
	4.1 政党	○	◎	◎	○		2 (a)(b)(c)
	4.2 どのようにして議会のメンバーになるのか。	○	◎	○			3 (a)(b)(c)
	4.3 選択しよう。教室での選挙を行おう。	○	○	◎	○		
	4.4 政治家に対して力を及ぼそう。	○	○	◎			
	4.5 内閣は何を行っているのか。			◎	◎	○	
	4.6 どのような種類の政府を選びますか。	○	○	◎	○		
	4.7 情報：政党、選挙、議会	○	◎				
5. メディアと社会	[ニュースとは何か]						1 (h)
	5.1 良いニュースのストーリーは何によって作られるか。	○		◎			2 (a)(b)(c)
	5.2 ラジオニュースの原稿を作ってみよう。			◎	○		3 (a)(b)(c)
	5.3 ニュースに気合いを入れよう。			◎			
	5.4 ニュースになりたいと望んでいるのは誰か。	○		◎			
	5.5 報道はどのように自由であるべきなのか。	○		◎			
	5.6 情報：メディアとその統制	○	○				
6. グローバル・シティズシップ	[あなたは世界を変えることができるか]						1 (b)(f)(g)(i)
	6.1 どのようにすれば貿易を公平にすることができるか。	○	○	◎	○		2 (a)(b)(c)
	6.2 貿易の罫一フェアトレードゲーム			◎	○		3 (a)(b)(c)
	6.3 重労働			◎	○		
	6.4 観光旅行が外国の人々にどのような影響を及ぼすのか。	○		◎			
	6.5 ミシアでの観光旅行をあなたはどのように計画しますか。			◎	○		
	6.6 観光旅行ー良いか、悪いか。	○		◎			
	6.7 連合王国とヨーロッパ連合	○	◎	○			
	6.8 情報：ヨーロッパ連合 (EU)		◎				

* 1 : 「授業分類」の A~E は、それぞれ「A : 社会や政治に関する概念的知識や価値を学習する授業」「B : 社会や政治のシステムに関する知識を学習する授業」「C : 社会を複数の視点から多面的、批判的にとらえて社会的判断を行うための技能や価値観を学習する授業」「D : 社会や政治のシステムに参加して影響力を及ぼすための参加技能を学習する授業」「E : 社会的論争問題に関する議論を通じて政治的リテラシーを総合的に学習する授業」を表し、記号はそれぞれその授業と A~E の授業要素との関係を示している。なお、この関係は、テキストブックや教師用書などに示されているものではなく、吉村独自の分析に基づくものである。◎印：関係が深い、○印：関係がある、無印：関係が浅いか無い

* 2 : 「ナショナルカリキュラム」は、教科 Citizenship のナショナルカリキュラムに提示されている 3 つの学習内容領域「学識ある市民としての知識・理解」「探究とコミュニケーションの技能」「参加と責任ある行動に関する技能」の項目のうち、この単元に該当するものであり、テキストの教師用書に明示されている。

学力を基盤として政治的リテラシーを総合的かつ実践的に育成するものとして構成されたものであると仮説的にとらえることとする。

(2) 社会や政治に関する概念的知識や価値を学習する授業

このタイプの授業としては、*This is citizenship 2*の社会へのアクセス権という概念を学習する単元2-7や、権利と義務という概念を学習する単元2-1などが相当すると考えられる。今回は単元2-1を取り上げる。

ア. 単元2-1「正しいことか、正しくないことか。」の目的

本授業の目的は、権利と責任という概念を、人々の権利に関することが含まれている具体的な事例を正か不正かという観点から分析・考察することを通じて理解するとともに、意見が対立するような問題について他の生徒との議論を通じて一定の判断を下すことができるような能力を獲得することである。そして、権利と責任については、基本的には法的な位置づけが主な基準となっていることを理解することを合わせて目的とする。

イ. 単元2-1「正しいことか、正しくないことか。」の概要

本授業は、人々の権利に関することが含まれている7つの具体例の分析・検討を行うことが中心となる。授業は、大きく2つの段階から成り立っている。前半は二人一組になり、示された7つの事例を検討し、事例が提示している状況に登場するそれぞれの人々のことを自分たちが正しいと思うかどうかを判断する。そして、自分たちのペアが正しいと判断したものを他のペアに示し、他のペアでも同じ意見なのかどうか、他のペアはどのように感じているのかを意見交換する。後半で、起きてても良い事例であると判断すると自分たちで考えた状況を二つ選択し、教師に提示し、教師の方からそれぞれの状況における法的な立場について説明される。表5は、その概要を簡略化して示したものである。

ウ. 単元2-1「正しいことか、正しくないことか。」の特質

授業の前半では、生徒の日常生活上起こり得る身近な事例を取り上げ、それぞれの登場人物の行為や主張が正しかったのか正しくなかったのかを判断することで、正・不正を判断する自分たちなりの基準が曖昧ながら頭の中に浮かぶことになる。そのような曖昧な基準を含んだ自分の判断を意見としてペアの生徒に表明し、意見交換をする中で、自分と異なる意見を自分なりに検討することで、自分の意見とその根底にある基準を対象化し、自分なりの基準をより明確に意識するようになる。さらには、他のグループとのやりとりを行うことで、自分の意見及び判断基準がより明確に意識されるようになる。授業においては、それぞれの意見を表明させるだけで、あえて判断基準までを明示させるわけではないが、それぞれの生徒の中ではおぼろげながら基準が意識化されていることが期待できる。

その上で、教師の方から法的な位置づけが説明され、法的に定めがあるものなのかどうか、それぞれの登場人物にはどのような法的権利があるのかということが明らかにされる。教師からは、一義的には法的な位置づけが基準として示されるが、判断を必ずしも明確にするのが難しいものがあることも合わせて示される。生徒は、自らの頭の中の基準と教師から示された法的な位置づけとを比較・考察し、権利というものが基本的には社会的なルールである法的なものが基準となっていることを理解する。

なお、この授業で示される事例は、必ずしも法律や条令などで明文化されているものばかりではなく、ムハマドの喫煙の事例のように、経営者と顧客との民事的な一種の契約関係的なもの

のも含まれている。日本でいえば、「約款」に相当するケースに近い事例になるとも考えられるが、民事的なケースの場合は判例などで積み重ねられてきたものも多く、状況によって判断が異なる場合も少なくない。授業においては、明文化された法律が基準であるという比較的単純な理解に陥ることを防ぐために、あえて法律を全面には持ち出していない。教師の方からは、法的な位置づけを説明することで、生徒に法的権利という概念を学ばせることをねらった授業であると考えられる。

表5：This is citizenship 2 単元2-1の概要（筆者作成）

前 半	<p>◇二人一組になり、次の7つの状況を読んで想像してみましょう。</p> <p>□登場人物が互いに正しいと思うものを選びなさい。</p> <p>① [フレッド・ジョーンズの場合] フレッド・ジョーンズとその夫人には、よちよち歩きの双子がある。彼らは、土曜日には街の中心にあるレストランへ双子を連れて行くことをとても大切にしている。彼らは、自分たちが子どもをどこにでも連れて行くということは、自分たちの権利だと信じている。時々、双子はレストランで言い合いをしたりけんかをしたりして、うるさくしている。他のお客さん達は、「穏やかに食事をする権利があるのに」と不平を漏らしている。</p> <p>② [ジョ・チェンの場合] ジョ・チェンは、動物の権利の熱心な支持者である。彼女は、研究所のそばで大きな集会を開いてデモンストレーションを行おうとしている。警官は、研究所の職員にとって危険が及ぶ可能性があるということを理由に、集会を中止させる決定をした。ジョは警官に集会を拒絶された事について、自分達の権利について知らせてくれるように主張した。</p> <p>③ [ムハマド・アリの場合] ムハマド・アリは、自分が食べている食事のコースの合間にたばこを吸うことが好きである。たばこを吸うことで、食事をより楽しむことができている。彼は自分が住んでいる地域のレストランへ行く時、時々喫煙ゾーンが満席の場合があり、禁煙ゾーンの席に座らねばならないことがある。彼は、自分がすいたいときにはたばこを吸っても良いと考えている。しかし、近くのテーブルの人々は、喫煙に関しては不平を漏らす。 (④～⑦省略)</p> <p>□自分たちが正しいと思うものを他のペアに示し、他のペアではどのように感じているかを意見交換しなさい。</p>
後 半	<p>◇起きても良い事例だと思うものを2つ取り上げ、教師に示しなさい。</p> <p>■教師による法的説明。</p> <p>① [フレッド・ジョーンズの場合] この件に関する法律はない。</p> <p>② [ジョ・チェンの場合] 暴力が予見できる正当な理由がある場合に限って、警官はデモを禁止する権利がある。ジョ達は、予審判事に訴えることができる。</p> <p>③ [ムハマド・アリの場合] レストランでの喫煙を禁止する法律はない。ただし、喫煙についてのレストランのルールを受け入れることをムハマドが拒否するならば、レストランの経営者にはムハマドに対する食事の提供を拒否する権利がある。 (④～⑦省略)</p>

(3) 社会や政治のシステムに関する知識を学習する授業

このタイプの授業としては、This is citizenship 2 の地方の公共サービスを扱う単元3-2、政党や議会を扱う単元4-1や2、内閣の仕事を行う単元4-5等が相当すると考えられる。なお今回は、次の項目であつかう授業タイプである「C：社会を複数の視点から多面的、批判的にとらえて社会的判断を行うための技能や価値観を学習する授業」としての要素も含む単元4-5を取り上げる。なお、本項目としては、授業の前半を対象とする。

表 6 : *This is citizenship 2* 単元 4 - 5 の概要 (筆者作成)

<p>□ 1 以下のことについての説明が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none">○内閣の位置づけ○内閣総理大臣の権限と職務内容○主な大臣が担当する省庁の職務内容 <p>◇内閣ではお金をどのような分野にどのような責任において使うべきかを検討している。A~G に書かれた短いコメントは、内閣の各大臣のものである。それぞれ、どの大臣の発言だと考えられるか、答えてみよう。</p> <p>A : 一般民衆が見てわかるくらい、路上にもっと警察官を増やすべきです。少なくとも、さらに 2 万人の警察官が必要です。 それから、直近の報告書では、刑務所が大変困った状況になっています。</p> <p>B : 陸軍は新しい戦車をお金を出して買っています。海軍はさらに軍艦と潜水艦を必要としています。空軍は戦闘機を必要としています。我々は、最新の技術による兵器を必要としています。なぜならば、我々は他国に後れをとってはならないからです。</p> <p>C : あなた方はみんな自分たちの省庁により多くのお金を使いたいと思っています。しかし、全ての要求を満たすようなお金はどこから出てくるのか。もしそうするならば、我々は、増税をしなくてはならないだろう。私はバランスのとれた予算が必要だと考えている。人々が税として支払うものよりも多く支出することはできないと考えてください。</p> <p>(D~G : 省略)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 環境大臣2. 総理大臣3. 交通大臣4. 社会保障大臣5. 外務大臣6. 国防大臣7. 家庭安全担当大臣8. 厚生大臣9. 大蔵大臣 <p>□ 2 以下の事について事例を示しながら説明が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none">○直接税 (所得税の所得別税率、社会保障税、企業法人税)○間接税 (一般消費税、物品税) <p>◇政府が税制改革を考えているとしましょう。以下のようなプランだとしてください。</p> <ul style="list-style-type: none">○所得税を増税 (所得の第二段階は 25%、第三段階は 45%)○酒税とたばこ税を上げる○一般消費税を 20% に増税する○企業法人税を増税する <p>◇どの税を上げるのが最もよいと考えますが、直接税か間接税かも含めて考えましょう。その際に、次の 4 名の事例も読んで参考にしましょう。</p> <p>A : レジナルド・ジョーンズ (ビジネスマン) の場合 彼は、中規模の会社のコンピュータ機器の専門家である。彼は何もないところから自分でコンピュータの修理会社を創設した。今、彼は 8 万ポンドの年収があり、税務署員は、彼が忙しく働いて稼いでいるお金の中から既に相当額の税金を徴収している。彼の会社はうまくいっているが、彼は他国の会社と競争する必要もあり、税金が上がるとコンピュータ製品を値上げすることになり、競争が難しくなると考えている。競争に負ければ、従業員を一部解雇しなくてはならなくなる。</p> <p>B : ベティ・ゴッドリッチの場合 彼女は賃貸住宅に住んでいる。彼女は自分一人で二人の子どもの面倒を見ている。彼女は 20 マイル離れた街のパン屋で働いている。そこまで行くためには、車しか手段がない。彼女は年収が 12000 ポンドちょっとしかない。彼女は生活のやりくりをするのがやっとである。物の値段は高く、車は維持費が高い。彼女の借家は修理の必要があるが、それにお金を使う余裕もない。彼女の唯一の些細な楽しみは、夜にお酒を飲んでたばこを吸うことだけである。</p> <p>(C・D : 省略)</p>
--

ア. 単元4-5「内閣は何をおこなっているのか」の目的

本授業の目的は、国の行政府である内閣の職務内容を、各大臣の担当部署の違いを含めて理解することである。

地方政府に関する基本的な用語の意味を理解することである。また、増税についてのプランを分析・検討し、自分なりの判断を下すことができるような能力の育成をめざすことである。

イ. 単元4-5「内閣は何をおこなっているのか」の前半の概要

まず、内閣が英国政府を運営するトップの委員会であることが説明され、専門的な職務内容によって分かれている各省庁を担当する各大臣と、それを取りまとめる内閣の長である内閣総理大臣とで基本的に構成されていることが説明される。内閣総理大臣の持っている強力な職務権限によって内閣を運営管理するとともに、各大臣がそれぞれどのような専門的内容を担っているかが説明される。

その上で、国のお金をどのようなものに配分するかについての内閣での議論の模擬事例を提示し、簡単な学習活動を行う。お金の使い方に関する7つの短い関係の意見を示し、それぞれのコメントがどの省庁を代表する閣僚から出されたものであるかを判断する。

ウ. 単元4-5「内閣は何をおこなっているのか」の前半の特質

前半の授業では、内閣の組織やメンバー、役割や機能などに関する知識の理解が中心的課題となっている。教科書の記述に基づいて教師の説明や具体的事例との対比で必要な知識の習得がめざされる。習得が為されたかどうかの確認と知識が使える状態のものとして定着することをねらって、具体的な事例学習活動が行われる。ここでは、内閣のメンバーによるものとされる短いスピーチが7つ提示されるが、その内容を読み取った上で、内閣のどのメンバーの発言であるかを考える活動が行われる。この課題を考えるためには、内閣を構成するメンバーの種類や内閣という行政府を構成している各省庁の主な職務内容や役割などを知識として理解でき、それらを有機的に結びつけて活用することがある程度できるようになっている必要がある。内閣に関する単なる情報の伝達に終わるのではなく、具体的事例に知識を活用するような学習活動を取り入れることで、知識を暗記から理解の状態に移行させることをねらいとした、知識の確かな習得をめざした学習であるととらえることもできる。

(4) 社会を複数の視点から多面的、批判的にとらえて社会的判断を行うための技能や価値観を学習する授業

このタイプの授業としては、*This is citizenship 2*の若者と法の関係について知識を活用して分析することをねらいとした単元1-1や1-3、地域の状況を分析させる単元3-1等が挙げられるが、ここでは前項で取り上げた単元4-5の後半部分を取り上げる。

ア. 単元4-5「内閣は何をおこなっているのか」の目的

本授業の目的は、国の行政府である内閣の職務内容を、各大臣の担当部署の違いを含めて理解することであり、地方政府に関する基本的な用語の意味を理解することである。また、増税についてのプランを分析・検討し、自分なりの判断を下すことができるような能力の育成をめざすことである。

イ. 単元4-5「内閣は何をおこなっているのか」の後半の概要

後半では、直接税と間接税に関する具体的事例を含めた説明がなされ、模擬事例に基づく次のような学習活動が行われる。政府は税制改革を検討しているが、それは人々にとって大きな

影響を与えるものである。所得税や消費税の税率をどのようにするのか、たばこ税をどうするかなど、いくつかの論点が提示され、国民の代表事例としてビジネスマンや教師など、4名の具体的な生活状況が提示される。そして、それらの具体例の把握を元に、直接税と間接税をどのようにすればよいのかについて生徒に考えさせ、意見を述べさせる活動が行われる。

ウ. 単元4－5「内閣は何をおこなっているのか」の後半の特質

後半の授業では、直接税と間接税に関する学習において理解した知識を元に、仮定の政府による増税案を模擬的に検討し、その優先順位を考えさせる活動が行われている。無一文に近い状態から企業を築き上げたが、多くの所得税を負担し、海外の企業との競争にさらされている会社の社長という立場、唯一の交通手段である自動車通勤している街での仕事で得る少ない年収で子どもを育て、酒とたばこがささやかな楽しみという生活に苦しいシングルマザーの立場など、様々な条件が含まれた4名の生活状況を分析し、政府の増税案が4名の生活のどのような側面にどのような影響を及ぼすかということ进行分析することが学習活動の中心となる。このような分析を通じて税制が人々の生活に大きな影響を与えることを理解すると共に、社会の様々な側面を多面的にとらえながら税制変更の影響を分析的にとらえていくことができるような能力の育成をめざしている授業であるといえる。

(5) 社会や政治のシステムに参加して影響力を及ぼすための参加技能を学習する授業

このタイプに特徴付けられる授業は、本テキストには見られない。理論的には参加技能の学習にとどまり、具体的な論争問題の分析に基づく社会的意思決定や社会参加という総合的能力の育成にまで及んでいない授業というタイプが想定できるが、本テキストではそのような授業を見いだせなかった。なお、次の項で取り上げる *This is citizenship 1* の単元3－4は、とらえ方によってはこちらのタイプに区分する方が妥当だという考え方もできるが、現時点ではそのとらえ方をとらない事とした。

(6) 社会的論争問題に関する議論を通じて政治的リテラシーを総合的に学習する授業

社会的論争問題を直接的に扱っている授業は、*This is citizenship 2* テキストでは典型的なものが見いだせなかった。このタイプは、*This is citizenship 1* にある大型スーパーマーケットの立地をめぐる地域の問題を扱う単元3－4のみと考えられるが、これに近いものとしては、ホフ星という仮想社会における市民の権利状況を考える単元2－1や先に触れた単元5－5等が相当すると考えられる。今回は、単元3－4を取り上げる。

ア. 単元3－4「スーパーマーケットがやってくる」の目的

ある仮定の街に大きなスーパーマーケットを作る計画があるという状況を設定し、地域住民としての親と子ども、商店主、デベロッパー、高齢者、環境主義者や自然保護主義者、町内会という役割に分かれてロールプレイを行い、それぞれの立場で議論と投票を経験することで、社会的論争問題に関係する様々な立場や利害を多面的に分析し、理解する能力を身に付けるとともに、社会的論争問題に対する主体的な判断をして行動する能力と態度を養うことが目的とされる。

イ. 単元3－4「スーパーマーケットがやってくる」の概要

最初の準備段階では、仮定の街にスーパーマーケットの立地計画が持ち上がるという状況を理解する。その際に、地域住民や商店主など、利害に関わる様々な立場の人々がこの問題に関

係していることを認識する。

ロールプレイングは、ほぼ一日間を想定している。まず、7 + 1のグループに分かれ、用意された7枚のカードに記載されたそれぞれの役割を理解する。残りの一つのグループは、新聞社となり、取材をしたり写真を撮って、簡単な新聞を作る役割をする。

次に、全体での会議を行う。教師が住民代表となって議論の進行役を務める。議論は、デベロッパーによるスーパー開発の説明が行われた後、それぞれの立場の役割グループから意見が出され、議論が進行する。それぞれの立場が問題視する点と望む点については役割カードにある程度記載されており（一部を表7に示す）、それを参考にして意見を構築して発言を行う。会議の最後に、スーパーマーケットの建設に賛成か反対かの投票を行う。

全体会議終了後、二つの問いを考えることを通じての振り返りを行う。できれば、学校がある地域の役所の計画担当事務をしている人にゲストとして参加してもらおう。二つの問いとは、「スーパーマーケットの立地といったような大きな開発は、地域社会にどのような影響を与えるのか。利益と不利益を考えてみよう。」「大きな開発計画が持ち上がったとき、地域住民は自分たちの意見をどのようにしてきいてもらうようにすればよいのか。」というものである。

表7：This is citizenship 1 単元3 - 4でのロールプレイングでの役割カード（一部）

スーパーマーケット開発業者	商店主	住民である親子
地域住民と交渉するため、以下のようなことを考えている。 ＊無料ではなく安価なバス路線 ＊親子で来られるような駐車場 ＊託児所 ＊高齢者に安価な食事を水曜日に提供する ＊魅力ある景観 ＊騒音を提言するための植樹 ＊エリアへの道路の改良 しかし、地域住民への割引カードの提供は考えていない。	以下のことが心配である。 ＊より高い賃金と商品の割引を提供可能なスーパーに従業員をとられるのでは。 ＊自分の店よりスーパーは安いので仕事を奪われるのでは。 ＊店は閉店し、町の中心街は死んでしまうのでは。	以下のことを望んでいる。 ＊街の中心からスーパーまでの無料バスをスーパーのオーナーに走らせて欲しい。 ＊親子用の特別駐車場 ＊遊戯室のような子ども用施設 以下のことが心配である。 ＊交通量が増えて子どもにとってより危険な地域になる。 ＊騒音がひどくなり、他の町のように中心街が寂れて建物が壊されたりするのでは。

ウ. 単元3 - 4「スーパーマーケットがやってくる」の特質

この授業は、様々な社会的立場からの多様な意見が対立する社会的論争問題を取り上げ、問題状況を分析的に把握するとともに、議論を通じてそれぞれの立場からの意思決定を行うことを通じて、実践的な能力としての政治的リテラシーの基盤を総合的に育成しようとしているといえる。ここで取り上げられた社会的論争問題は、現実には起きている具体的な事例ではなく、架空の町での問題という形で設定している。また、町の人々の多様な考え方や意見、論争についても、現実のものではなく、ロールプレイングによる擬似的な体験になっている。これは、このテキストブックの対象がKeyStage 3（日本の中学校にほぼ相当）であり、子どもにとって直接経験が難しい現実の社会的論争問題の複雑な状況を把握することが困難なことから、論争状況を擬似的に体験させることで社会的論争問題を把握させ、分析や論争を可能にしていると考えられる。このことから、本テキストブックでは、政治的リテラシーの中で実践的には難しい側面がある社会的論争問題の状況把握を軽減した形で、能力育成をはかっているといえることができる。

4. 政治的リテラシーから見た*This is citizenship 1・2*のカリキュラム論的構造

本小論の目的は、英国シティズンシップ教育における3つのストランドのうち、政治的リテラシーを中心とした授業の特質を明らかにすることであった。政治的リテラシーは、民主主義社会における効果的な社会参加を可能とする総合的な実践的能力であるととらえられることからその内実は多岐にわたると考えられるため、ここでは政治的リテラシーを扱う授業を要素的に次の4つ（「A：社会や政治に関する概念的知識や価値を学習する授業」「B：社会や政治のシステムに関する知識を学習する授業」「C：社会を複数の視点から多面的、批判的にとらえて社会的判断を行うための技能や価値観を学習する授業」「D：社会や政治のシステムに参加して影響力を及ぼすための参加技能を学習する授業」）に区分して考えるとともに、それらを統合する形で政治的リテラシーを総合的・実践的に育成しようとする授業（「E：社会的論争問題に関する議論を通じて政治的リテラシーを総合的に学習する授業」）というものとしてとらえることとした。

このような区分をもとに、テキストブック *This is citizenship 1* および *This is citizenship 2* の全授業を筆者の責任において分析した位置づけを示したものが、先に示した表3と表4の右側のものである。もちろん、政治的リテラシーは総合的な能力としてとらえられるところから、各授業を個別の要素を純粋に代表する授業として位置づけることは難しく、こちらで設定したA～Dのどの部分が色濃く出ているかということで考える手法をとっている。

表3と表4を見て言えることは、政治的リテラシーを構成する要素的な学力は、テキストブックの各授業のあちらこちらに組み込まれており、その組み込み方の中に、一定の規則性や順次性を見いだすことは困難だということである。もし仮にそれらの性質を見いだしたとしても、それはあくまでも仮説的なものであり、何らかの根拠を持ったものにはならないであろう。もちろん、政治的リテラシーは、シティズンシップ教育のストランドとして設定されたものであり、規則性や順次性を重視するようなカリキュラムの系統的な軸の一つとして設定されているものではないとも考えられる。

仮に、政治的リテラシーを系統的な軸として考えたとするならば、おそらくは先に挙げた要素的区分のA～Dのような授業が段階的に積み上げられ、最終的にそれらを統合する形でEのような授業が設定されるというカリキュラム構造になるであろう¹⁴⁾。

しかし、少なくとも本テキストブックを見る限り¹⁵⁾、シティズンシップ教育は要素的な学力の積み重ねとそれらの統合による学力の完成というカリキュラム構造ではなく、要素的な学習と統合的な学習をくり返しながらか、学力の総合性と実践性を常に高めていくという、螺旋的でも表現できるカリキュラム構造を持っているのではないかと考えられる。学力を系統的な構造としてシステムティックに積み上げて行くというよりも、同じようなことを何度も繰り返しながら、螺旋的に緩やかに、試行錯誤をしながらも緩やかに向上させていくことをめざすような考え方なのではないかと考えられる。

もちろん、このような考え方に基づくカリキュラムでは、要素の積み上げとして学力を考えるカリキュラムよりも、到達目標や評価規準の設定において、格段に難しくなると言えるであろう¹⁶⁾。しかし、要素としてではなく総合的な実践的能力としての政治的リテラシーは、民主主義社会を担う主権者として権利を行使し責任を負う、教養ある実践的な市民を育成するという意味では、重要なものであると考えて良いであろう。

〔注〕

- (1) DfEE, QCA “Education for citizenship and the teaching of democracy in schools, Final report of the Advisory Group on Citizenship 22 September 1998” 1988, QCA
- (2) シティズンシップが導入された経緯については、以下のものが詳しい。水山光春「シティズンシップ教育—『公共性』と『民主主義』を育てる」杉本厚夫・高乗秀明・水山光春『教育の3C時代—イギリスに学ぶ教養・キャリア・シティズンシップ教育』世界思想社 2008 pp.155-227.
- (3) 筆者が実際に訪問した経験では、シティズンシップを独立した授業時間として時間割に設定しておらず、PSHEや歴史などの他教科や、生徒会活動などの日本の特別活動のような枠で実施している学校も少なくなかった。
- (4) シティズンシップのナショナルカリキュラムが2007年に改訂された際には、スキーム・オブ・ワークは作成されていない。その分、ナショナルカリキュラムに基づくカリキュラム開発力の向上が英国の学校にはさらに求められる結果となっていることは否定できないであろう。
- (5) *ibid*, DfEE, QCA(1988), p.14.
- (6) *ibid*, DfEE, QCA(1988) に添付されている補足文書 (p.63) において、以下のような記述があり、委員長としての私見ではあるが、シティズンシップカリキュラムにおいては、3つのストランドの中で「政治的リテラシー」をもっとも重視する意向があるのではないかと考えられる。
 [カリキュラム構造という観点から見れば、我々のシティズンシップ教育の1つめのストランド(注：社会的・倫理的責任)は、PSEプログラムで十分に満たすことができていた。2つめのストランド(地域社会への参加)は、あまり明確でない形で、もしどの領域も過度に規範的でないやり方であるならば、様々な学校で適切に取り扱われるであろう。しかし、3つめのストランド(政治的リテラシー)は、PSEとは関係が明らかに異なるものであり、私が思うには、誰もがPSEに含めたくないというようなものである。]
- (7) *ibid*, p.41.
- (8) “Citizenship Foundation: Political Literacy explained” Citizenship Foundation HP (<http://www.citizenshipfoundation.org.uk/main/page.php?12>) 2011.2.22アクセス。
- (9) *ibid*, DfEE, QCA(1988), p.14.
- (10) *ibid*, Citizenship Foundation HP.
- (11) *ibid*, DfEE, QCA(1988), pp.35-66.
- (12) *ibid*, pp.64-65.
- (13) Terry Fiehn, *This is Citizenship 1*, John Murray, London, 2002. Terry Fiehn, *This is Citizenship 1 teachers resource book*, John Murray, London, 2002. Terry Fiehn, Jukia Fiehn, *This is Citizenship 2*, John Murray, London, 2002. Terry Fiehn, Jukia Fiehn, *This is Citizenship 2 teachers resource book*, John Murray, London, 2002.
- (14) わが国の中学校社会科公民的分野・高等学校公民科各教科のカリキュラム構造には、そのような系統性のある程度見いだすことができると思われる。詳細は別途分析を試みたい。
- (15) 本テキストブックの内容構成は、教科シティズンシップのモデルとして提示されているQCAのスキームオブワークにほぼ準拠しており、そういう意味では、本教科書が有する特質は、英国シティズンシップのカリキュラム構造の特質と近い構造と言えなくもない。
- (16) 池野範男「学力向上に必要なものは？—向上主義学力観とその方策—」『現代教育科学』No.630, 明治図書, 2009年3月号を参考にした。